

浜松市公告第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、静岡県知事から浜松都市計画事業の認可に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により公告する。

令和8年3月30日

浜松市長 中野 祐介

1 事業の種類及び名称

- ・浜松都市計画道路事業 3・4・27号 高林芳川線

2 縦覧場所

- ・浜松市役所（道路企画課）
- ・中央土木整備事務所
- ・中央区役所（区振興課）